

福岡県感染拡大防止協力金Q&A(表面)

2021年1月15日

質問		回答
1	営業時間短縮の要請期間を教えてください。	令和3年1月16日(土)0時から2月7日(日)24時までです。
2	申請するには、要請の全期間で営業時間短縮をしている必要がありますか？	原則、全期間にわたり営業時間短縮の要請に応じる必要があります。ただし、やむを得ない理由により、1月16日(土)から要請に応じられない場合、1月18日(月)までに要請に応じた方は協力金の対象になります。
3	終日休業とした場合は協力金の対象となりますか？	対象になります。
4	要請期間中に新たに開業した場合には協力金の対象となりますか？	対象外です。 ただし、やむを得ない理由により、1月18日(月)までに開業し、1月18日から2月7日まで時短営業の要請に応じただけであれば、協力金の対象となります。
5	もともと20時までの営業としている飲食店でも協力金の対象となりますか？	対象外です。 ただし、もともと20時以降営業していたにも関わらず、新型コロナウイルス感染拡大防止のため時短要請以前から一時的に営業時間を短縮し、20時以降の営業を行っていない場合は対象となります。その場合、短縮した時期及び20時以降営業していたことを証明する書類を別途提出してください。
6	要請期間中に定休日を含んでいますが、定休日も協力金の対象となりますか？	全期間営業時間短縮を実施していれば対象になります。
7	事業者が複数店舗を運営し、複数店舗で時短営業を実施した場合、店舗ごとに申請をする必要がありますか？	複数の対象店舗がある場合は、事業者が複数店舗分を申請していただきます。なお、申請にあたって時短営業した店舗を一括して申請していただく予定です。
8	複数店舗を運営している事業者が、一部の店舗のみ時短営業要請に応じた場合、応じた店舗分の申請をすることができますか？	一部店舗のみの申請をすることも可能ですが、感染拡大防止の観点から、可能な限り全店舗における時短営業へのご協力をお願いいたします。
9	申請する際の店舗数はどのように捉えたら良いか？	飲食店又は喫茶店の営業許可証により判断します。
10	協力金の対象となる「飲食店」とはどのような店舗のことですか？	福岡県内に所在する食品衛生法に基づく飲食店又は喫茶店営業許可を受けている店舗のうち、もともと20時から翌朝5時までの間に営業していた店舗を指します。